

# 特別養護老人ホームさくらの里（ユニット型個室） 利用料金表

社会福祉法人 敬友

R6年4月～

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制(Ⅱ)	※日常生活継続支援加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算	地域加算 7級地	食費 (1日)	居住費 (1日)	月額利用料 (30日) 約
1 特例	第1	670	8	46	50	所定単位	所定単位	所定単位	合計	300	820	60.112
	第2	670	8	46	50					単位数	390	820
	第3①	670	8	46	50	×8.3%	×2.7%	×1.6%	×10.14	650	1,310	85.312
	第3②	670	8	46	50					1,360	1,310	106.612
	第4	670	8	46	50					1,445	2,006	130.042

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制(Ⅱ)	※日常生活継続支援加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算	地域加算 7級地	食費 (1日)	居住費 (1日)	月額利用料 (30日)
2 特例	第1	740	8	46	50	所定単位	所定単位	所定単位	合計	300	820	62.510
	第2	740	8	46	50					単位数	390	820
	第3①	740	8	46	50	×8.3%	×2.7%	×1.6%	×10.14	650	1,310	87.710
	第3②	740	8	46	50					1,360	1,310	109.010
	第4	740	8	46	50					1,445	2,006	132.440

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制(Ⅱ)	※日常生活継続支援加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算	地域加算 7級地	食費 (1日)	居住費 (1日)	月額利用料 (30日)
3	第1	815	8	46	50	所定単位	所定単位	所定単位	合計	300	820	65.077
	第2	815	8	46	50					単位数	390	820
	第3①	815	8	46	50	×8.3%	×2.7%	×1.6%	×10.14	650	1,310	90.277
	第3②	815	8	46	50					1,360	1,310	111.577
	第4	815	8	46	50					1,445	2,006	135.007

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制(Ⅱ)	※日常生活継続支援加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算	地域加算 7級地	食費 (1日)	居住費 (1日)	月額利用料 (30日)
4	第1	886	8	46	50	所定単位	所定単位	所定単位	合計	300	820	67.510
	第2	886	8	46	50					単位数	390	820
	第3①	886	8	46	50	×8.3%	×2.7%	×1.6%	×10.14	650	1,310	92.710
	第3②	886	8	46	50					1,360	1,310	114.010
	第4	886	8	46	50					1,445	2,006	137.440

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制(Ⅱ)	※日常生活継続支援加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ等支援加算	地域加算 7級地	食費 (1日)	居住費 (1日)	月額利用料 (30日)
5	第1	955	8	46	50	所定単位	所定単位	所定単位	合計	300	820	69.873
	第2	955	8	46	50					単位数	390	820
	第3①	955	8	46	50	×8.3%	×2.7%	×1.6%	×10.14	650	1,310	95.073
	第3②	955	8	46	50					1,360	1,310	116.373
	第4	955	8	46	50					1,445	2,006	139.803

【基本単位・看護体制(Ⅱ)日常生活継続支援加算(Ⅱ)科学的介護(Ⅱ)処遇改善加算(Ⅰ)特定処遇改善加算(Ⅰ)ベースアップ等支援加算】は1割または2・3割

●介護保険負担限度額認定証（段階負担）について●

段階	生活保護受給者	預貯金等
第1段階	生活保護受給者	
第2段階	年金収入等※80万円以下	単身 650万円、夫婦 1.650万円
第3段階 ①	年金収入等※80万円超 120	単身 550万円、夫婦 1.550万円
第3段階 ②	年金収入等※120万円超	単身 500万円、夫婦 1.500万円
第4段階	上記に該当しない方	

## 【 職員配置に係る加算・その他の費用 】

### ★看護体制加算（Ⅱ） 8単位/日

\* 配置すべき看護職員の数を上回る看護職員を配置し、24時間連絡体制を確保している

### ★日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位/日

\* 新規入所者の総数のうち、要介護4・5の者の占める割合が70%であること。(算定日の属するの月の前6又は12月間)

\* 新規入所者の総数のうち、認知症の日常生活自立度Ⅲ以上の者の占める割合が65%であること。(上記( )内に同じ)

\* 入所者の数が6又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1名以上配置していること。

### ★介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

\* 1ヶ月あたりの総単位数に8.3%を乗じた単位数（四捨五入）が加算されます。

### ★介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）

\* 1ヶ月あたりの総単位数に2.7%を乗じた単位数（四捨五入）が加算されます。

### ★ベースアップ等支援加算

\* 1ヶ月あたりの総単位数に1.6%を乗じた単位数（四捨五入）が加算されます。

### ★初期加算 30単位/日

\* 入所した日から起算して30日以内の期間について加算されます。

30日を越える病院または診療所への入院後に再入所した場合も同様とされます。

### ★外泊時費用 246単位/日

\* 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合  
1月に6日を限度として所定単位数にかえて算定されます。

(ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない)

### ★看取り介護加算（Ⅰ）

\* 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された方に対し、ご本人又はご家族の方と協議・合意を前提に看取り支援した場合に加算となります。

(医師・看護職員・介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した計画書の説明、同意を含む)

死亡日	1,280単位/日	死亡日30前～4日前	144単位/日
死亡日前々日、前日	680単位/日	死亡日45日前～31日前	72単位/日

### ★配置医師緊急時対応加算

\* 複数の医師を配置するなどの体制を整備した特養について、配置医師が施設の求めに応じ、早朝夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行なった場合。

早朝（6時～8時）	650単位/回	深夜（22時～6時）	1,300単位/回
夜間（18時～22時）			

### ★安全対策体制加算 20単位/入居時1回のみ

\* 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置、安全対策を実施する体制が整備されていること。

### ★口腔衛生管理加算 110単位/月

\* 施設として入所者様ごとに状態に応じた口腔衛生の管理を行い、厚生労働省に提出する。

具体的には歯科医師による定期的な口腔内の検診（必要に応じて治療）と歯科衛生士によるケアやチェック、介護職員に対するケアの助言や指導を実施すること。

### ★科学的介護推進体制加算 50単位/月

\* 入所者様ごとの既往歴、ADL値、栄養状態、口腔機能の状態、認知症の状況、その他の心身の状況上に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しサービスの質の向上を図る。

### ★その他の費用

\* 理美容代・・・実費

\* 他、個人的に使用するものについては実費。又はご家族に持参して頂く事も可能です。